

# 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会

## 食品衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会医事・衛生基本方針に基づき、両大会における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）および会場地市町準備（実行）委員会（以下「市町委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町（以下「市町」という。）および関係団体に依頼して食品衛生対策を実施する。

### 3 実施項目

食品衛生対策は、次の事項を実施する。

#### （1）食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発

健康福祉センターおよび市町は、市町委員会、関係団体の協力を得て、食品衛生の万全を期するため、食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発を図り、食品衛生の向上に努める。

#### （2）食品関係営業施設等に対する衛生対策

健康福祉センターは、食品関係営業施設等に対する監視・指導および検査を強化し、施設の衛生確保および食品の衛生的取扱いの向上を図る。特に、両大会参加者等の宿泊施設（転用施設および民泊を含む。）、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、開・閉会式会場および競技・練習会場等の食品販売店に対しては、重点的に監視・指導を行う。

#### （3）自主的な衛生管理活動の推進

健康福祉センターは、関係団体の協力を得て、食品関係営業施設等に対し、食品衛生指導員等による巡回指導を通じ、自主的な衛生管理活動の推進を図る。

#### （4）食中毒患者の措置等

両大会参加者等に食中毒患者が発生したときには、健康福祉センター医幹（保健所長）は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じる。県、県委員会、市町、市町委員会は、連携して両大会への影響を防ぐように努める。

また、そのために関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

#### **4 連絡会議の開催**

上記実施項目の趣旨徹底を図り、食品に起因する事故の発生を防止するため、必要に応じて、県、関係市町および関係団体による連絡会議を開催する。

#### **5 その他**

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。